

## 昭和二十一年勅令第百十八号

## 物価統制令

第一条 本令ハ終戦後ノ事態ニ對処シ物価ノ安定ヲ確保シ以テ社会経済秩序ヲ維持シ国民生活ノ安定ヲ図ルヲ目的トス

第二条 本令ニ於テ価格等トハ価格、運送費、保管料、保険料、賃貸料、加工費、修繕料其ノ他給付ノ對価タル財産の給付ヲ謂フ

第三条 価格等ニ付四条及第七条ニ規定スル統制額アルトキハ価格等ハ其ノ統制額ヲ超エテ之ヲ契約ン、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ第七条第一項ニ規定スル統制額ニ係ル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該令ノ定ムル所ニ依リ価格等ニ付四条及第七条ニ規定スル統制額ヲ超エテ之ヲ契約ン、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得

第四条 価格等ニ付スル給付ノ為サル地区ニ於ケル統制額ト他ノ地区ニ於ケル當該価格等ノ統制額トガ異ル場合ニ於テハ當該給付ニ付テハ主務大臣別段ノ定ヲ為シタル場合ヲ除クノ外当該給付ノ為サル地区ニ於ケル統制額ヲ以テ前項ノ場合ニ於ケル統制額トス

第五条及第六条 削除  
第七条 価格等ニ付他ノ法令ニ定ムル額又ハ他ノ法令ニ基ク行政機関及都道府県知事ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ処分アリタル額アルトキハ之ヲ當該価格等ノ統制額トス

前項ニ規定スル額ガ特定ノ者ノ為ス給付ニ付スル価格等ニ限り適用アルモノナル場合ニ於テハ同項ニ規定スル額ハ主務大臣ニ於テ別段ノ定ヲ為ス場合ヲ除クノ外當該特定ノ者以外ノ者ノ為ス種ノ給付ニ付スル価格等ニ付テモ亦其ノ統制額トス

第八条 第一項ノ他ノ法令ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム  
第九条 第四条ノ指定及前条第一項ノ处分ハ此等处分実施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際左ノ各号ノ一二該当スルモノニ付シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

一 注文生産品ノ価格ニ付生産ニ著手シタルモノ

二 其ノ他ノ価格ニ付買主其ノ他ノ支払者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ

三 運送費、加工費、修繕料其ノ他ノ財産的給付（価格、保管料、保険料及賃貸料ヲ除ク以下同ジ）ニ付スル給付ヲ為ス者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ

四 運送費、加工費、修繕料其ノ他ノ財産的給付ニ付スル給付ヲ為ス者ガ當該財産的給付ニ付スル給付ヲ

五 保管料、保険料又ハ賃貸料ニ付支払者ガ履行遲滯ニ在ルモノ

第八条ノ二 第三条第一項但書ノ許可、第四条ノ指定又ハ第七条第一項ノ处分実施ノ際現ニ存スル契約ニシテ前条各号ノ一二該当スルモノ（以下履行中ノ契約ト称ス）ニ付テハ履行中ノ契約締結當時第三条第一項但書ノ許可ニ伴ヒ主務大臣ノ定メタル額又ハ第四条若ハ第七条ニ規定スル統制額アルトキハ此等ノ額ヲ超ユル価格等ヲ支払ヒ又ハ受領スルコトヲ目的トシテ履行中ノ契約ヲ更若ハ消滅セシタル契約ヲ為シ又ハ此等ノ額ヲ超ユル価格等ヲ支払ヒ若ハ受領スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ別段ノ定ヲ為シタルトキ又ハ其ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九条 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三条ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ル行行為ヲ為スコトヲ得ズ

第十条 何人ト雖モ暴利ト為ルベキ価格等ヲ以テ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

第十二条 何人ト雖モ正當ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務上価格等ヲ得ベキ契約ヲ為スニ非ザルモノハ之ヲ適用セズ但シ當該契約ヲ為スコトガ自己ノ業務ニ屬スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十三条 何人ト雖モ正當ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務上価格等ヲ得ベキ契約ヲ為スニ當リ他ノ物ヲ併セ買受クベキ旨又ハ対価ノ外金錢以外ノ物ヲ提供スベキ旨ノ負担其ノ他ノ負担ヲ附スルコトヲ得ズ

第十四条 何人ト雖モ業務上不當ニ利益ヲ得ルノ目的ヲ以テ物ノ買占又ハ売惜ヲ為スコトヲ得ズ

第十五条 何人ト雖モ正當ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務上価格等ヲ得ベキ契約ヲ為スニ當リ他ノ物ヲ併セ買受クベキ旨又ハ対価ノ外金錢以外ノ物ヲ提供スベキ旨ノ負担其ノ他ノ負担ヲ附スルコトヲ得ズ

第十六条 何人ト雖モ正當ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務上価格等ヲ得ベキ契約ヲ為スニ當リ他ノ物ヲ併セ買受クベキ旨又ハ対価ノ外金錢以外ノ物ヲ提供スベキ旨ノ負担其ノ他ノ負担ヲ附スルコトヲ得ズ

第十七条 何人ト雖モ正當ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務上価格等ヲ得ベキ契約ヲ為スニ當リ他ノ物ヲ併セ買受クベキ旨又ハ対価ノ外金錢以外ノ物ヲ提供スベキ旨ノ負担其ノ他ノ負担ヲ附スルコトヲ得ズ

第十八条 何人ト雖モ正當ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務上価格等ヲ得ベキ契約ヲ為スニ當リ他ノ物ヲ併セ買受クベキ旨又ハ対価ノ外金錢以外ノ物ヲ提供スベキ旨ノ負担其ノ他ノ負担ヲ附スルコトヲ得ズ

第十九条 何人ト雖モ正當ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務上価格等ヲ得ベキ契約ヲ為スニ當リ他ノ物ヲ併セ買受クベキ旨又ハ対価ノ外金錢以外ノ物ヲ提供スベキ旨ノ負担其ノ他ノ負担ヲ附スルコトヲ得ズ

第二十条 何人ト雖モ正當ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務上価格等ヲ得ベキ契約ヲ為スニ當リ他ノ物ヲ併セ買受クベキ旨又ハ対価ノ外金錢以外ノ物ヲ提供スベキ旨ノ負担其ノ他ノ負担ヲ附スルコトヲ得ズ

第二十一条 何人ト雖モ正當ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務上価格等ヲ得ベキ契約ヲ為スニ當リ他ノ物ヲ併セ買受クベキ旨又ハ対価ノ外金錢以外ノ物ヲ提供スベキ旨ノ負担其ノ他ノ負担ヲ附スルコトヲ得ズ

第二十二条 何人ト雖モ正當ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務上価格等ヲ得ベキ契約ヲ為スニ當リ他ノ物ヲ併セ買受クベキ旨又ハ対価ノ外金錢以外ノ物ヲ提供スベキ旨ノ負担其ノ他ノ負担ヲ附スルコトヲ得ズ

第二十三条 何人ト雖モ正當ノ事由アル場合ヲ除クノ外業務上価格等ヲ得ベキ契約ヲ為スニ當リ他ノ物ヲ併セ買受クベキ旨又ハ対価ノ外金錢以外ノ物ヲ提供スベキ旨ノ負担其ノ他ノ負担ヲ附スルコトヲ得ズ

第二十四条及第二十五条 削除  
第二十六条 物価秩序ノ保持ニ當ル者ニシテ政令ヲ以テ定ムモノハ其ノ職務執行上必要ナル事項ニ關シ質問ヲ為シ又ハ報告ヲ徵スルコトヲ得



**第四十六条** 旧令第七条第一項ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル価格等ノ額ノ指定アル場合ニ於テ当該価格等ニ付同項但書ノ規定ニ依ル行政官庁ノ許可アルトキハ當該許可ハ之ヲ各相当ノ行政官庁ガ第三条第一項但書又ハ第三十一条ノ規定ニ依リ当該価格等ニ付為シタル許可ト看做ス

**第四十七条** 旧令第三条第一項又ハ第四条ノ四第一項ノ規定ニ依リ行政官庁ノ為シタル価格等ノ額ノ認可アル場合ニ於テ当該価格等ニ付同令第二条第一項但書又ハ第四条ノ四第一項但書ノ規定ニ依ル行政官庁ノ許可アルトキハ當該許可ハ之ヲ各相当ノ行政官庁ガ第三条第一項但書又ハ第三十一条ノ規定ニ依リ当該価格等ニ付為シタル許可ト看做ス

**第四十八条** 旧令第二条第三項但書（同令第四条ノ三ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル行政官庁ノ許可アルトキハ當該許可ハ之ヲ各相当ノ行政官庁ガ第三条第一項但書又ハ第三十一条ノ規定ニ依リ当該価格等ニ付為シタル許可ト看做ス

**第四十九条** 前二条ニ規定スル場合ヲ除クノ外価格等ニ付旧令第二条第一項但書ノ規定ニ依ル行政官庁ノ許可アル場合ニ於テハ當該許可ニ係ル額ハ當該価格等ニ付各相当ノ行政官庁ガ第四条又ハ第三十一条ノ規定ニ依リ指定シタル統制額ト看做ス

**第五十条** 旧令ハ本令施行前ニ為シタル行為ニ閑スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

**附 则** （昭和二年八月一二日勅令第三八二号）抄

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

**附 则** （昭和二年四月一六日勅令第一三三号）

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

**第一百四十二条** この勅令施行前になした行為に対する罰則の適用については、この勅令施行後においても、なお、従前の例による。

**附 则** （昭和二年七月七日法律第一一〇号）抄

この法律は、公布の日から、これを施行する。

**附 则** （昭和二年三月一〇月七日政令第三一七号）抄

この政令は、公布の日から、施行する。

**附 则** （昭和二年五月三一日法律第一六四号）抄

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

**附 则** （昭和二五年五月一〇日法律第一六一號）抄

この法律は、昭和二十五年五月一日から施行する。

**附 则** （昭和二四年二月三日政令第三六号）

この政令は、公布の日から施行する。

**附 则** （昭和二四年五月三一日政令第三六四号）抄

この法律は、改正前の物価統制令第五条に規定する統制額であつてこの政令施行の際現に存するものは、引き続き効力を有する。

前項の規定の適用を受ける統制額がある価格等について第四条の規定による指定がされた場合においては、指定に係る額をもつて当該価格等の統制額とする。但し、指定の際別段の定をすることを妨げない。

**附 则** （昭和二四年五月三一日法律第一六四号）抄

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

**附 则** （昭和二五年七月一五日政令第二一五号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

**附 则** （昭和二七年三月三一日法律第四〇号）抄

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

**附 则** （昭和二七年七月三一日法律第二八四号）抄

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

**附 则** （昭和三四年四月二〇日法律第一四八号）抄

（施行期日）

（この法律は、国税徵收法（昭和三十四年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

（公課の先取特權の順位の改正に関する経過措置）

7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二条に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

（施行期日）

**第一条** この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

**附 則** （昭和四八年一二月二二日法律第一二二号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**（物価統制令の一部改正に伴う経過措置）**

**第四条** この法律施行の際改正前の物価統制令第四条の規定により統制額の指定されている価格等に係る統制額の指定については、当分の間、改正後の同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則** （平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（处分、申請等に関する経過措置）

**第一百六十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各号に定める日から施行する。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第一条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の適用によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁である行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁があつた行政庁とする。

2 前項の場所において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

1号に規定する第一号法定受託事務とする。

**第一百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

（検討）

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十五条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則** （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第一項、第千三百二十四条第一項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

公布の日

**附 則**（平成一八年六月七月法律第五三号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則**（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

**1** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

公布の日